

労働福祉会館 施設使用料の改定について

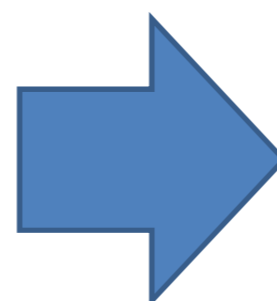
改定前（令和2年3月31日まで適用）

施設使用料

区分	時間			
	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
第1会議室(和室)	500円	700円	1,000円	2,000円
第2会議室(和室)	500円	700円	1,000円	2,000円
第3会議室	700円	1,500円	2,000円	4,000円
ホール	2,000円	4,000円	6,000円	10,000円
摘要 1 営利目的に使用する場合の使用料は、各使用料の3倍額とする。 2 冷房又は暖房時の使用料は、各使用料の2割増しとする。				

冷暖房使用料

冷房又は暖房時の使用料は、各使用料の2割増しとする。



改定後（令和2年4月1日以降適用）

施設使用料

区分	基本使用料（1時間当たり）
第1会議室（和室）	100円
第2会議室（和室）	100円
第3会議室	150円
ホール	600円
備考 1 営利目的に使用する場合の使用料は、各使用料の3倍額とする。 2 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。	

冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
		月額	年額
第1会議室(和室)	200円	1,000円	6,000円
第3会議室	300円	1,500円	9,000円
ホール	500円	2,500円	15,000円
備考 同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。			